

平成27年度公文書館機能普及セミナー in 熊本

「よりよい公文書管理のために ～何から始めるのか、何ができるのか～」

調査・研究委員会 宮田 克成

平成27年度の公文書館機能普及セミナーは、熊本県を舞台に「よりよい公文書管理のために ～何から始めるのか、何ができるのか～」と題し、平成28年1月20日(水)午後1時30分より開催された。会場は熊本県市町村自治会館 別館大会議室で、熊本県の共催を得た。熊本県を中心に九州地方をはじめ、中・四国地方などから63名の参加があった。

プログラムは以下のとおりである。

- 13:30～13:40 開会あいさつ・趣旨説明
- 13:40～15:00
基調講演 「熊本からのチャレンジ～公文書等管理の先進自治体を目指して～」
東洋大学法学部法律学科教授・弁護士
早川和宏 (全史料協理事)
- 15:10～15:35
報告① 「熊本県行政文書等の管理に関する条例」について
熊本県県政情報文書課文書班 津田光生
- 15:35～16:00
報告② 天草市の公文書管理と天草アーカイブズ
天草市立天草アーカイブズ 橋本竜輝
- 16:00～16:25
報告③ 宇土市の文書管理
宇土市総務課行政係 湯野淳也
- 16:25～16:45 質疑応答・意見交換
閉会あいさつ

開会にあたり、全史料協調査・研究委員会委員長長谷川信明(山口県文書館館長)、共催をいただいた熊本県の県政情報文書課課長補佐守屋芳裕氏の両名よりあいさつがあり、続いて調査研究委員会事務局が趣旨説明をおこなった。

以下、順に基調講演と3つの報告の概要を記す。

基調講演 「熊本からのチャレンジ ～公文書等管理の先進自治体を目指して～」

基調講演では、「公文書等の管理に関する法律」(以下、公文書管理法とする)第34条に「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり」とあることから、各地方公共団体は自由に文書管理をおこなえるのではなく、あくまで公文書管理法の趣旨にのっとりおこなう必要があるとの指摘があった(ただし団体自治の原則にのっとり努力義務である)。そのためにも公文書管理法の趣旨を理解することが重要であるとの説明があった。

熊本県の場合、2001年3月の「宇土市文書管理条例」制定(全国初)、2002年4月の天草アーカイブズ設立(市町村立としては全国9番目)、2011年3月の「熊本県行政文書等の管理に関する条例」制定(都道府県としては全国2番目)により、文書管理の先進地と呼ばれるが、先進自治体であるならば制定・設立の時間的な早さだけではなく、内容的な先進性も求められ、各地方公共団体もその検証が必要であると指摘された。そのためにもまず公文書管理法第34条が求める内容、すなわち①現用文書(行政文書・法人文書に相当する文書)のみならず、非現用文書(特定歴史公文書等に相当する文書)の管理についても定めていること、②国立公文書館に相当する組織を設け、特定歴史公文書等に相当する文書の保存・利用について定めること、③公文書管理委員会に相当する組織を設け、その専門的知見・第三者性を生かすこと、④地方公共団体が保有する歴史公文書の利用関係を、情報提供ではなく権利・義務の関係として定める

こと、⑤地方公共団体自身はもとより、地方独立行政法人等（市町村では指定管理者等の場合が多い）に対しても、文書管理に関する義務を課するものであることを確認するとともに、これが各地方公共団体で定める文書管理の基本となるとの指摘があった。

次に内容が先進的な事例として、「宇土市文書管理条例」第26条「文書の滅失等」や第27条「文書管理の日」に関する定め、「熊本県行政文書等の管理に関する条例」第8条「移管又は廃棄」や第34・40条「熊本県行政文書等管理委員会の設置」に関する定めといった県内の事例のほか、「ニセコ町文書管理条例」第5・9・10条、「大阪市公文書管理条例」第6条、「島根県公文書等の管理に関する条例」第23条、「札幌市公文書管理条例」第2条、「秋田市公文書管理条例」第16条、「相模原市公文書管理条例」第9・31条などが紹介された。

特定歴史公文書等の管理については、『公文書館機能ガイドブック』（2015年 全史料協調査・研究委員会編）を参考に、独立した「館」設置にこだわらず、図書館・博物館または役所内の文書主管課にその機能を持たすこと、「館」を設置するにしても既存施設を転用するなど、「館」ではなく公文書館機能を整備することが重要だと指摘された。また「歴史公文書」などと言うが、「歴史的」はなく「重要な」公文書を残していくことが重要で、それが時間の経過により歴史的なものになるとのことであった。また重要度の見直しや行政だけでなく住民にとっての重要性も検討する必要があるとの指摘があった。

最後に、国と自らの地方公共団体の違いを理解し、現状を把握したうえで文書管理に関する問題点を洗い出し、それを解決できる制度を構築していくことの重要性を述べられ、基調講演は終了した。



基調講演 早川和宏氏

報告① 「熊本県行政文書等の管理に関する条例」について

報告①では、まず条例制定に至った背景について説明があった。公文書管理法の制定、熊本県行政文書のあり方検討委員会の提言もあるが、何より蒲島熊本県知事の①行政文書の適切な管理は民主主義の基本である、②後世の人たちがその時代を検証するときに、行政文書が残っている状況が理想的である、③行政文書の意義を職員一人ひとりが常に意識することは、それぞれの職務に対する誇りと責任を明確化することであるという考えによるところが大きいように思われた。

次いで条例の概要について説明があったが、なかでも第三者委員会が年に3回開催され、行政文書ファイル等の廃棄の際にも第三者委員会の意見を聞くことになっている点、また知事が特定歴史公文書の移管先、研修実施機関の役割を担っている点が注目された。

また熊本県の行政文書管理制度の説明では、「職員の責務と意識改革」の重要性が指摘され、①県民の立場に立ち、②責任を自覚し、③誇りをもって、④誠実に、行政文書等を管理することを規定しているとのことであった。なお特定歴史公文書は、戦災や大洪水などで滅失したため戦前のものがほとんど存在せず、戦後のものが中心との説明があった。

報告② 天草市の公文書管理と天草アーカイブズ

報告②では、まず天草アーカイブズの概要について説明があり、旧町役場議会棟を整備した本館の他、学校施設を利用した書庫が市内5ヶ所にあること、また①市民による地域文化の創造、②より開かれた市政の運営、③情報資源を活かした高度な行政の実現の3つの基本理念があることが紹介された。また天草アーカイブズの大きな特徴として、保存期間満了文書の全点移管があげられる。年1千箱、1万7000～2万点を受け入れ、館外書庫に保管したうえで、段階的な評価選別作業がおこなわれるという。なお最終的な廃棄権限は天草アーカイブズが持つ。さらに天草アーカイブズには旧自治体文書も移管されている。2市8町の合併であるため、10種さまざまな文書形態、管理方法があり、それを現課と調整しながら作業をおこない目録化して、評価選別作業をおこなっているという。

天草アーカイブズでは、市職員による行政文書の利用にあたっては、直接持参する方法をとる。これは職員と意見を交わす機会を増やすために実施しているとのこと、職員との対話重視の取り組みと言える。このような努力が、公文書館を行政機能の1つとして認識させる職員の意識改革につながると思われる。

なお、天草市では新庁舎の建設計画にあわせ文書管理体制の見直しもおこなわれており、そのなかで基本となる例規の制定が必要となってくるとの見通しが示された。

報告③ 宇土市の文書管理

まず条例制定の経緯について、1996年に第4次行財政改革大綱が決定し、それに基づき情報公開条例の制定準備が1997年から始まり、そのなかで新文書管理システムも検討され、ファイリングシステムの導入を1998年に決定したという。また1999年の情報公開条例制定、2000年の地方分権一括法施行を受けて、同年から文書管理の条例化

の検討が始まり、2001年に宇土市公文書管理条例が制定されたという。

文書管理を見直す課題として①文書の私物化の排除、②不要文書の氾濫を防止、③即時検索性と他者検索性を高める、④文書を廃棄するシステムをつくる、⑤執務環境を改善することなどがあげられた。これをもとに、意思決定の最適化という目的、事務の効率化という目標を設定したという。

次いで、文書管理条例制定により、①職員の意識改革、②市に対する市民の信頼度の向上、③政策形成能力の向上などの効果があったとのことである。また条例の運用取組として毎月21日を文書管理の日としていることなどが紹介された。

最後に歴史公文書については、教育委員会文化課が評価選別作業をおこない、教育委員会内倉庫、民間施設で保管していること、さらには文書館機能を持つ「うと学資料室」が開設されたことなどが紹介された。

質疑応答・意見交換



報告者 右から湯野氏、橋本氏、津田氏

基調講演と3つの報告で時間を要したこともあり、質疑応答・意見交換の時間はほとんど取れなかったが、専門職員がいないなかでの評価選別作業の問題、市民利用の現実などについて意見が交わされた。

最後に全史料協調査・研究委員会副委員長嶋田典人（香川県立文書館）から閉会あいさつがあり、セミナーは終了した。

（三豊市文書館）